

議案第 78 号

松阪市休日・夜間応急診療所条例の一部改正について

松阪市休日・夜間応急診療所条例（平成 17 年松阪市条例第 136 号）の一部を次のように改正する。

令和 2 年 6 月 18 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市休日・夜間応急診療所条例の一部を改正する条例

松阪市休日・夜間応急診療所条例（平成 17 年松阪市条例第 136 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「休日・夜間において」を「休日・夜間等において」に、「診療を」を「診療等を」に改める。

第 2 条に次の 1 項を加える。

4 前各項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、診療科目及び診療日を変更することができる。

第 3 条中「診療を」を「診療等を」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。